

## 認定取得企業支援事業 Q&A（よくある質問）

項目		質問	回答
事前エントリー	NO.1	説明会に出席していない場合でも事前エントリーは可能ですか。	可能です。事業の内容の詳細について知りたい場合には、産業支援・雇用対策課までお問合せください。
	NO.2	一般事業主行動計画（以下、行動計画という）を策定していませんが、事前エントリーは可能ですか。	可能です。専門家によるアドバイザー派遣など、行動計画の策定・届出を支援します。
	NO.3	専門家によるアドバイザー派遣のみを希望したいが、事前エントリーは必要ですか。	アドバイザーの派遣のみを希望される場合でも事前エントリーは必要となります。
	NO.4	事前エントリーをしていないとアドバイザーへの相談や補助金の申請はできないのですか。	原則、事前エントリーが必要となります。
申請要件 補助対象	NO.5	申請要件に、事業所の規模（資本金、従業員数など）や業種の限定はありますか。	事業所の規模や資本金、業種は問いません。
	NO.6	事業所が市内にあれば申請できますか。	市内に事業所があり、本社も市内にあることが条件となります。
	NO.7	今回の申請対象とする事業所以外の事業所が本事業と同一内容の国などの補助金を受けていた場合には対象となりますか。	同一の行動計画で既に補助を受けている場合には対象となりません。
	NO.8	過去に本事業と同一の内容で、国などの補助金の交付を受けていた場合、対象になりますか。	過去に補助金の交付を受けた時から行動計画が変更・更新され、補助経費の対象期間などの重複がなければ、対象となります。
	NO.9	既に、他の補助金の交付を受けているものとは別の取組であれば対象となりますか。（例えば、他の補助金で育児休業の代替従業員の人件費の補助金の交付を受けているが、今回、テレワーク導入のための経費の補助金の交付を希望する場合）	同一の行動計画による取組の場合には対象となりません。
	NO.10	行動計画が未策定の場合でも補助金の申請はできますか。	当事業は一般事業主行動計画に掲げる目標達成のために必要な取組に対して補助金を交付するものであるため、申請時点で行動計画が策定・届出済であることが必要となります。なお、行動計画が未策定の場合には、アドバイザー派遣（社会保険労務士）を活用してください。
	NO.11	本事業と同一内容の他の補助金等には、雇用関係の助成金は含まれますか。	雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用関係の助成金は含まれません。
	NO.12	就業規則を定めていないのですが、申請できますか	就業規則を定めていない場合でも、行動計画を策定・届出等をしていれば申請できます。

項目	質問		回答
	NO.13	従業員数が100人以下のため、行動計画の策定義務はありませんが、行動計画を策定しなければなりませんか。	補助金の交付申請をする場合には、従業員100人以下でも行動計画を策定・届出等が要件となります。
	NO.14	個人事業主でも申請できますか。	個人事業主でも市内に事業所を有し、市内事業所において対象事業を実施する場合には申請できます。
	NO.15	今年度に補助金の交付を受けた場合、次年度にも申請はできますか。	今年度に補助金の交付を受けた場合には、次年度は申請できません。
	NO.16	家事代行サービスを利用した料金は対象になりますか。	従業員の福利厚生の一環として、事業主が費用の全額・一部補助をする場合などは対象となります。なお、子育てサポート以外を目的とした利用は対象にはなりません。
補助事業実施期間	NO.17	今年度の途中で行動計画に定めた期間が終了する場合、また、その後に計画を更新した場合は、どちらの取組について、補助対象となりますか。	行動計画に定めた期間にもよりますが、更新前、更新後のいずれの行動計画の目標達成に必要な事業は対象となります。なお、詳細は産業支援・雇用対策課までご相談ください。
対象経費	NO.18	複数の取組を合算して申請できますか。	1回の申請で実施内容は1つでも複数でも申請できます。申請は1回限りですので、複数の取組を合算して申請することはできますが、申請を複数回に分けることはできません。
	NO.19	補助対象経費が200万円以上となった場合でも申請できますか。	補助対象事業の経費の合計が200万円以上でも助成金の申請をすることはできますが、補助額は、経費の1/2以内で、100万円が上限です。なお、備品単価は50万円未満のものが対象となります。
	NO.20	事業の経費として認められる金額は消費税込みですか。	消費税抜きの金額です。千円未満は切り捨てとなります。
	NO.21	補助金交付申請前の行動計画期間中に確保した従業員の人件費は対象になりますか。	行動計画期間中に確保し、現在まで雇用が継続している場合には、交付決定日以降の助成対象期間の人件費は支給対象となります。
	NO.22	育児休業等取得者の代替従業員として新規雇用した者が、育児休業取得者が従事していた業務以外の業務も兼務しても代替従業員となりますか。	育児休業等取得者の業務を同一の職場内の担当業務の変更により調整している場合には、代替従業員とみなすことができます。
	NO.23	育児休業等取得者が有資格者として業務に従事していた場合、代替従業員は有資格者でなければ補助金の対象とはならないですか。	当該の資格がなければ育児休業等取得者の職務を実施できない場合、同様の資格がない従業員は代替従業員とみなすことはできません。
	NO.24	育児休業等取得者の代替従業員として正社員雇用した場合や育児休業者の復帰後も引き続き雇用する場合は補助金の対象となりますか。	代替従業員は、正規・非正規は問いませんが、育児休業取得者の復帰後の人件費は対象外です。

項目	質問	回答
	NO.25 育児休業等取得者の代替従業員を確保せずに、業務の見直しや周囲の従業員により対象従業員の業務をカバーさせた場合、それに要する費用は対象となりますか。	業務をカバーした従業員に当該業務に対する特別手当等を支給した場合には対象となります。ただし、時間外勤務手当の増加分など当該業務との明確な区分けがされていない手当等は対象外となります。
	NO.26 育児休業等取得者の代替従業員を他の事業所から人事異動により確保し、異動元の事業所に従業員を新規雇用した場合、新規雇用の従業員の人件費は対象になりますか。	同一の事業所ではないことから、代替従業員とみなすことができないため、対象とはなりません。
	NO.27 行動計画に記載のない事業を実施した場合の経費でも補助金の対象となりますか。	当該経費の使用目的が行動計画の目標達成のために必要なものと明確に特定できるものであれば、行動計画への記載の有無は問いません。
	NO.28 事業に伴い発生した費用の領収書のあて名が担当者個人名なのですが認められますか。	事業を行う事業主名の領収書以外は認められません。
	NO.29 経費の支払いを銀行振り込みではなく現金で行った場合も補助対象となりますか。	なります。現金で支払った場合は領収証を添付してください。
	NO.30 実績報告書を提出する際にまだ精算が終わっていない経費でも対象になりますか。	なりません。実績報告書に記載する時点で支払い済みの経費が対象となります。
	NO.31 社会保険労務士によるアドバイザーの相談回数の最大2回を超えて相談を依頼する場合に、超える回数の相談経費を補助事業の対象とすることはできますか。	最大2回の相談回数を超える場合で、行動計画に係る相談を行った場合には、対象となります。
申請手続	NO.32 申請時の事業計画から変更があった場合、完了報告の実績報告書に変更内容を記載して提出すればいいですか。	交付決定通知後に事業計画書と予算書に変更が生じた場合は再審査が必要となりますので、速やかに変更申請書・事業計画書・変更予算書・根拠資料をご提出ください。なお、交付決定後の補助額を増額することはできません。
実績報告	NO.33 実績報告書は対象経費の支払い後、速やかに提出することになっていますが、複数の内容で実施期間が異なる場合、1つの実施内容が終わるごとに報告書を提出するのですか。	すべての実施内容が終わった後、まとめて報告期限までに実績報告書を提出してください。
事業状況報告	NO.34 補助事業の実施期間中に行動計画の計画期間が終了し、更新した場合の事業状況報告書の提出については、いつまで必要なのでしょうか。	更新した行動計画の終了する日の属する市の会計年度の終了後までの最長5年間の報告を想定しています。報告書の提出に際しては、事前に市より案内します。

項目	質 問		回 答
アドバイザー派遣	NO.35	アドバイザー派遣は具体的にどのような内容について相談ができますか。	行動計画の策定や目標達成のために必要なこと、補助金申請を行う際の「補助事業等計画書」に記載する事業内容の実施に関することとなります。
	NO.36	行動計画の策定や補助対象事業の取組を行うか未定ですが、アドバイザーへの相談は可能ですか。	行動計画の策定や目標達成に関係する相談であればアドバイザーの派遣は可能です。
	NO.37	行動計画の策定済の場合でもアドバイザー派遣は利用できますか。	行動計画の目標達成のために必要なこと、補助金申請を行う際の「補助事業等計画書」に記載する事業内容の実施に関することについて相談できます。
	NO.38	アドバイザー派遣の1回の時間はどのくらいでしょうか。	1回あたり、2時間程度迄を想定しています。
その他	NO.39	補助により取得した財産をやむを得ず処分しなければならない事由が発生した場合はどうしたらよいですか。	報告の必要はありません。適切に処分してください。ただし、補助年度内に処分した場合には、補助対象外となります。取得した財産は償却資産の対象となる場合がありますので、必要な手続きを行ってください。